

登録電気工事業者登録証の再交付について

1. 提出書類等

- (1) 登録証再交付申請書
- (2) 再交付手数料（申請書に貼り付けて提出してください）
2,200円分の島根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意を）
山陰合同銀行（島根県内）で販売しています。（H12. 4. 1 改訂）

2. 再交付を申請できる場合

登録証が汚れたり、破損したりして登録証の記載事項が不鮮明となった場合
登録証が紛失した場合

3. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県商工労働部産業振興課
総務企画グループ
TEL 0852-22-6221

島根県収入証紙貼付欄
(消印はしないこと)
2, 200円

※貼りきれない場合は余白に貼ること

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日

様式第13 (第9条)

登録証再交付申請書

年 月 日

島根県知事殿

〒

住所

ふりがな
氏名又は名称

法人にあつては

ふりがな
代表者の氏名

(連絡先 TEL : — —)

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 島根県知事登録第 号

2 再交付の理由

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。